

第二十四回 参議院商工委員会議録第三十五号

昭和三十一年五月二十四日(木曜日)午後二時四十七分開会

委員の異動

本日委員斎藤昇君、小松正雄君及び河野謙三君辞任につき、その補欠として小野義夫君、栗山良夫君及び岸良一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

三輪貞治君

委員

西川赤平治君

理事

白川一雄君

阿貝根登君

上原正吉君

高橋衛君

苦米地義三君

海野三朗君

上條愛一君

栗山良夫君

藤田進君

加藤正人君

山川良一君

石橋湛山君

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業大臣

臣官房長

通商産業省

重工業局長

通商産業省

鐵維局長

常任委員

小室恒夫君

鈴木義雄君

山本友太郎君

事務局側

常任委員

会専門員

- 本日の会議に付した案件
- 織維工業設備臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 委員長(三輪貞治君) ただいまより委員会を開きます。

本日、河野謙三君が辞任され、その補欠として岸良一君がそれぞれ指名されました。また委員の異動について申し上げます。

本日、河野謙三君が辞任され、その補欠として岸良一君、斎藤昇君が辞任され、その補欠として小野義夫君が、栗山良夫君がそれぞれ指名されました。

○委員長(三輪貞治君) 織維工業設備臨時措置法案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○上條愛一君 昨年の八月に作りました織維産業総合対策審議会は、これは

織維産業の総合安定策を樹立するため

に設置せられた機関だと思いますが、

これが結局審議の結果、総合対策は立

てして、単に結論としては本法案の

設備を制限するということだけにとど

まつたようあります。何ゆえこ

の総合対策審議会では総合安定対策が

立てられなかつたかといふ点について

お知らせを願いたい。

○政府委員(小室恒夫君) ただいまの

御指摘の総合対策審議会においては、

経済五ヵ年計画と照合いたしまして今

後五ヵ年の各織維別の需給計画、そ

の内需、輸出の見通し、その他しさいに

わたくつて検討いたしまして、これに基

とで、この設備対策のほかに需給の調

査の問題、特に操短の問題、あるいは

価格の引き下げの問題、その他につい

ても答申はあつたのであります。これ

らの点は法律に盛らないで、従来通り

行政措置として実施して参るという点

からこの法律に載せなかつたのであり

ます。設備対策、生産調節対策、ほか

にもあらん輸出面の問題、あるいは輸

入面の問題、その他ござりますけれど

も、これらは今後この法律に基づく審議

等においても十分それらの点も検討し

た上でこの法律の運用をいたして参り

たい、こういろいろふうに実は考えており

ます。

○上條愛一君 そうすると、総合対策

審議会においてはこの設備制限のほか

に、総合安定対策というものの答申が

明確にあつたということですか。あつ

たが、しかしそれは行政措置その他

でおやりになつて立法化さなかつた

と、そういう意味でござりますか。

○政府委員(小室恒夫君) 総合対策の

重点的項目については答申がありまし

たが、むろん今後とも貿易問題その他

についてさらに総合対策を補強してい

くという必要はあるかと存じます。

○上條愛一君 かかるに総合対策審議

会は本年の二月に解散をせられておる

ところに

よるという現状であります。

それで私どもの察知するところによれ

たという理由は、すでに総合安定対策

が樹立されてその任務は完了したとい

う意味ですか。今おつしやるところに

返さないで、織維産業全体の安定策を

立てるということが主眼であったので

はないかと思われます。しかるに、そ

らの意味で解散をせられたのですか。

○政府委員(小室恒夫君) とりあえず

は答申せられたと言つております

が、具体的に現われて参りましたの

は、わずかに本法案の、設備制限とい

う結果にすぎないと思うのですが、私

のお尋ねしたい点は、このような設備

制限といふことだけをもつて織維産業

の安定策を立てるとは不可能ではな

いかといふふうに考えられます。單に

生産過剰を抑えるという立場から考

えます。それでも、過剰の機械だけを制限

すればそれで過剰生産を抑えることを

当局はお考えになつてこれをお立てに

なつたのか。たとえば設備は減らして

も、残つた設備の回転率、操業度とい

うものを考えなければ、これは過剰生

産を抑えることはできないのではない

かと考えます。が、この点について、

当局のお考えはどういうお考えでござ

りますか。

○上條愛一君 御承知の通り綿紡の歴史といふものは操短の歴史であるとま

でいわれておるわけでありまして、戦

後において、昭和二十七年に四割操短

が指示せられまして、このときには御承

知の通り約五万以上の労働者が帰休制

度という制度によりまして職場を離れ

て故郷へ帰つたのであります。なお

それでも、過剰生産を抑えることがで

きずして、昨年また通産省は一割二分

の操短を指示せられて、今日はそれが

が指示せられまして、このときには御承

知の通り約五万以上の労働者が帰休制

度といふ制度によりまして職場を離れ

て故郷へ帰つたのであります。なお

それでも、過剰生産を抑えることがで

○上條愛一君 なお私は本法の制定と同時に纖維当局としてお考えを願わなければなりません点は、これは日本の纖維産業の輸出と関連のある問題であります。御承知の通り、すでに戦後にいて、アメリカを中心にして、日本の纖維製品の輸出を制限しようといふ具体的の現われが出てきております。これはいろいろ原因はあります。うものが値段を安くして、いわゆるソーシャル・ダンピング的に国外に輸出せられる結果、自國の纖維産業がこれによって圧倒されるという憂いがある結果として、日本の纖維産業が関税障壁問題が起つて、日本の纖維産業が非常に苦境に立つたわけです。すでに昭和八年にチープ・レイバー・ソーシャル・ダンピングという問題が起つて、この第一条に明示してあります。そこでわれわれが、正常なる輸出という、この第一條に明示してあります。もし通産当局が正常なる輸出を促進するという立場をとられた場合において、この日本の輸出が阻止せられるという原因がどこにあるのかといふお考えでありますか。

過剰生産を除去するための一つの方法として労働時間を考へるのが当然ではなかつたかと考へるのであります。これは操短の御指示のあつた場合においても労働者側から強く希望したところでありますするが、御承知の通り、現在の織錦産業の労働者のうちでことに婦人であります、これらの人々は労基法の六十二条によりまして夜十時以後の深夜業はやれないといふことになきまつております。しかるにこれを第二項において緩和されまして、当局の許可が得られるならば十時半まで延長することができると、こういうことになきております。十時以後の労働がいかに労働者の健康に悪影響を及ぼし、また能率にも影響を及ぼすかということは、御存じの通りでありますので、私どもいたしましては、過剰生産を抑える方法として第一にとるべきものは、この労働時間の短縮によつてまず生産の制限をできるだけ行なつて、なおしかる後にこれを押えることができないと、したことであれば、その上で機械設備の制限といふものも考慮せられるのが順序ではあるまいかと考えるのであります、この点についてどうお考へになるのか。

○委員長(三輪貞治君)　ただいまの問題は、あれじゃないですか、政策の問題だから大臣から御答弁願つた方がいいんじゃないですか。

○上條一君　大臣でけつこうです。

なおそれでは大臣にお尋ねいたしますが、この問題は私がなぜ強く要望するかといふと、これは日本の織維産業が国際的に正常なる発展をするために、どうしても日本の織維産業といふものは不当競争ではないという立場を漸次に明確にしていくことが必要だと思うんです。それについて、賃金がああチープであるかどうかといふことについては、今局長もおっしゃる通り、物価の問題もあり、生活程度の問題もあり、名目賃金だけをもつて、イギリスの五分の一であるから日本の織維産業の労働者は低賃金だと、こう機械的に私は断定したくはないのです。しかし、少くとも労働時間といふ問題は、これは明確な標準になり得る問題だとわれわれは考へているのです。そこで日本の織維産業としては、明確に標準となる労働時間に対しまして、でき得る範囲においてこれを短縮して、日本の織維労働者がチープ・レイバーではないんだと、不当競争の立場に立つてゐるんではないのだということを明確にする必要がある。それについては、いたずらに私どもは産業の実情を無視して時間を短縮せよなどということを希望はいたしません。しかし、少くとも労働基準法において明記せられて

おつて、通産省がただ労働省が除外規定として認容しておるこの十時から二十分の労働時間を短縮するということは、これは労働対策として、いわゆる過剰設備の一つの制限の方法としても、また日本の織維産業が国際的にチーブ・レイバーではないのだと、不当競争ではないのだという立場を明確にする一つの重要なポイントであるのではないかと考えまするので、何がゆえにそういう重要な問題をそのままにして単に設備の制限だけをやられるかという点をお答え願いたいのです。

○國務大臣（石橋湛山君） まあ日本のチーブ・レイバーということはいろいろ原因があるであります。が、織維産業だけでなく、全体の日本の産業自体のプロダクティビティ、ことに農業方面のプロダクティビティの問題に関するのだと思いますが、賃金のどれが……、プロダクティビティが低くて、そうしてノミナル・ウェイイングが高いのは、これは当りますが、賃金のどちら、それを必ずしもチーブ・レイバーとは言えないのあります。が、そういう点はむずかしい問題で、容易に論断できませんが、まあ今のお話のように、生産制限をするときにまず労働時間の問題を考えるということは、非常にごもっともなことと存じます。

ただまあその際にも問題は、同じ織維産業の中でもいろいろの等差がありまして、たとえば相当の大きな織維産業であるなら労働時間の短縮も可能であるけれども、その場合においても、非常に零細な織機などをやつておるといふような方にはなかなか労働時間の短縮ということが今の状態ではまだやれないと、これも漸次整備していくかな

ればならぬと思つておりますが……
というよくなことで、労働時間の原則
に触れますと問題が非常に厄介になります
ので、まあ実をいえばそこを避け
て、生産制限の場合もまたやりよい機
械の設備の封緘とか何とかいうことに
行つておるわけであります。しかし
お説は非常にごもつともでありますか
ら、なおそろいの点についてどれだけ
の実行ができますか、一つ研究はいた
したいと思つております。

○上條愛一君 この問題については、
通産省としても、これは労働省の所管
の問題でもありますから、よく労働
省とも緊密な御連絡のもとに、近き將
来においてこの問題についての対処を
願いたいと思います。

は、いずれ新しく設置される審議会において具体的のこととは討議決定を見られると思いますが、その基準になるものは、本法によりましても、昭和三十五年における織維製品の需給見通しの上に立つてこれを行うと、こういうことになります。そこで私の大臣にお尋ねしたいのは、この三十五年の織維製品の需給見通しということになれば、これはむろん織維産業全体をにらみ合せて考えなければならないと思いますが、たとえばこの昨年の八月に設置されました織維産業総合対策審議会にも、生糸の部門、製糸部門がお入りになつておったかどうかかといふことでござります。

定のできない問題と思ひますので、大臣が閣議その他等において、行政機構の改革の問題もありますこの際に、少くとも生糸部門は農林省所管から通産省所管に移す、そして総合的の対策を立てるといふことが妥当の策ではないか、単に原料が農林省所管であるから、依然としてその生産部門まで農林省に置くということは、すでに麻部門においても麻の多くは農林省所管でありまするが、麻の生産部門はすでに通産省に移つておる、こういう事情であります。従つて、すみやかに、私の希望としては、この生糸部門も通産省所管に移して、そして行政機構の改革の立場からいえば、こういうことをなわ張りを払つて実行するといふことが行政機構改革の一つのポイントであると考えまするので、ぜひこれは近き将来

するが、当然この法案を提出する場合において関連事業の立場を考慮しなければならなかつたということは、これは当然だと思いますが、ただ、二十五条には「関連事業者の利益を不当に害するおそれ」がないようにしようというばく然たる規定だけでありまするが、実際的の処置として、これは百貨店法と同様に、このような法律が準備される場合においては、これはその法律の施行されない前に設備を作らうということは、これは当然行われる事実だと思いますが、そういうことを予想せられたかどうかということをお尋ねいたしたい。

○政府委員(小笠原夫君) 遺憾ながらそういうことが起るであろうといふことは予想しておりますて、実はそれに幾らかでも水をかけたいといふ気持で先ほども申しましたが、新增設の綿紡

いろいろとこの法律を実施しようとするときには、すでに莫大な設備が新たに生じていて、それには防ぐことができない、こういうことです。それからまた、そのような現実から生まれてくる場合に、この法律を実施したならば、局長の憂えられるように、機械メーカーの方は直ちに相当な痛手をこうむつて労働者の失業者を出すということが明確にこれは予想せられるわけですね。そういう点について、あらかじめ考慮を払われて対策を立てられたかどうかという点なのです。

設備等は今後とも新增設を当分無制限に認めていきたいと考えておりますし、また縮歎以外のものについては需給の状況をよく見て新增設を認むべきものがあれば、これは認めていきたく、こういうことで、要は絶対的な設備の禁止ではなくて、秩序のある新增設を認めていきたい、こういう考え方でございます。

○上條豊一君 もう一点だけお尋ねしたいのですが、この織維産業総合対策審議会のメンバーには機械メーカー並びに従業員の諸君の代表は出さなかつた。また出ることを希望しない向きもあつたから出さなかつた。これはわかりますが、それならばこの設備制限法を出そうという以前において、それらの機械メーカー並びに従業員の人々と

うなことをお立てになる場合においては、やはり生糸のこととも考慮に入れることは当然であろうと思います。そこで大臣にお尋ねしたいのは、一体今日その生糸生産部門といふものが、依然として農林省所管になつておりまして、通産省の所管になつておらない。これは主たる原因は繭が農林省所管である。こういう建前に立つて、農林省の所管にずっと因習的に続いておるのはないかと私は思いますが、今日すでに纖維産業全体としての総合対策を立てなければならぬといふ場合において、通産省において総合対策を立てる場合に、生糸部門はその所管にない、そしてこれを加えて総合的の対策が立てられないといふようなことでは、これはほんとうの総合的の対策が立たぬのではないかと

に御努力を願つて、そのような処置を講じていただきたいと思いますが、いかがなものでございましょう。

○國務大臣(石橋湛山君) ただいまはお話のように農林省も大体やつておりますし、今もつて輸出などについては通産省もこれに関与して努力いたしておりますが、これはまあできれば全体の織維として、もつとも今は生糸は同じ織維の中でもやや立場が戦前と變つておりますが、特殊の觀点から考えなければならぬのであります。それにもしても、もし行政機構の改革をする場合には農林省よりも通産省が所管するのが適当だと考えておりますから、そういうふうな話はいたしたいと思います。

織設備あるいは毛の紡織設備について
は、これは原綿原毛は割り当てません
よということを通牒で明確にして、ま
た各種の機会にそういう警報的な話を
して参ったわけでござります。

○委員長(三輪貞治君) ちょっとと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて
下さい。

○上條愛一君 それは単に設備制限を
実施した後におけるその対策といふう
とでなしに、関連産業がこの法律を実
施する暁において直ちに当面していく
問題について相当な考慮を払つて処置
をしておくべきであつたと、こう私ど
もは考へる。ということは、今日の実
情はすでに局長も御承知の通り発送が
殺到しているときに、現地で。そうする

ますが、特に関心を払い、注意を払うべき事項として答申の中にも載つていいわけでございます。ただまあ私ども、この程度の規模において、かけ込み増設が行われるということは、実は程度の問題として予想を越えた増設が行われている感じであります。で、昨年あたりに比べましても非常に機械工業が一時的に活況を呈しておりますし、まあ元来が景気、不景気に非常に影響せられ、山があり、谷がある工業ではありますけれども、この異常な活況のあとで谷間ができるというおそれは相当あります。先ほど来申すように、設備の更新等ができるだけこの時期のやつでもらうことを織維工業の方に協力を求めるということでありますし、また織維工業の方もこの事情を了としておるのであります。なおこの紹介設

に御努力を願つて、そのような処置を講じていただきたいと思いますが、いかがなものでございましょう。

○國務大臣(石橋湛山君) ただいまはお話のように農林省も大体やつておりますし、今もつて輸出などについては通産省もこれに関与して努力いたしておりますが、これはまあできれば全体の組織として、もつとも今は生糸は同じ組織の中でもやや立場が戦前と変つておりますし、特殊の観点から考えなければならぬのであります。それにしても、もし行政機構の改革をする場合には農林省よりも通産省が所管するのが適当だと考えておりますから、そういうふうな話はいたしたいと思います。

○上條豊一君 次に、先ほどの大蔵、商工連合審査の場合にも出た問題でありまするが、当然この法案を提出する場合において関連事業の立場を考慮しなければならないかったということは、これは当然だと思いますが、ただ、二十五条には「関連事業者の利益を不当に害するおそれ」がないようにしようというばく然たる規定だけでありまするが、実際的の処置として、これは百貨店法と同様に、このような法律が準備される場合においては、これはその法律の施行されない前に設備を作らうということは、これは当然行われる事実だと思いますが、そういうことを予想せられたかどうかということをお尋ねいたしたい。

○政府委員(小畠恒夫君) 遺憾ながらそういうことが起るであろうということは予想しております。実はそれに幾らかでも水をかけたいといふ気持で先ほども申しましたが、新增設の綿紡

織設備あるいは毛の紡織設備について
は、これは原綿原毛は割り当てません
よというのとを通牒で明確にして、ま
た各種の機会にそういう警報的な話を
して参ったわけでござります。
○委員長(三輪貞治君) ちょっと速記
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて
下さい。

○上條愛一君 それは単に設備制限を
実施した後におけるその対策といふこと
でなしに、関連産業がこの法律を実
施する際において直ちに面当していく
問題について相当な考慮を払つて処置
をしておくべきであつたと、こう私ど
もは考へる。ということは、今日の実
情はすでに局長御承知の通り発注が殺
到しているときには、現地で。そろそろ
といふと、この法律を実施しようとする
ときには、すでに莫大な設備が新たに作
り生じてゐることなどなんですね。
しかもこれは防ぐことができない、こ
ういうことです。それからまた、その
ような現実から生まれてくる場合に、
この法律を実施したならば、局長の憂慮
されるよう、機械メーカーの方は直
ちに相当な痛手をこうむつて労働者の失
業者を出す、ということが明確にこれ
は予想せられるわけですね。そういう立
場について、あらかじめ考慮を払われ
て対策を立てられたかどうかといふこと
となるのです。

○政府委員(小室恒夫君) 先ほど申し
ました織維産業総合対策審議会におい
ても、今のいわゆるかけ込み増設、あ
るいは紡織機工業に及ぼす影響、これ
は取り上げて議論もされておりました
し、また答申をお読み下さればわかり

ますが、特に関心を払い、注意を払うべき事項として答申の中にも載つていいわけでございます。たゞまあ私ども、この程度の規模において、かけ込み増設が行われるということは、実は程度の問題として予想を越えた増設が行なわれている感じであります。で、昨年あたりに比べましても非常に機械工業が一時的に活況を呈しておりますので、昨年も元来が景気、不景気に非常に影響せられ、山があり、谷がある工業ではありますけれども、この異常な活況のあとで谷間ができるというおそれは相当あります。先ほど来申すように、設備の更新等ができるだけこの時期にやつてもらうことを織維工業の方に協力力を求めるということでありますし、また織維工業の方もこの事情を了としておるのであります。なおこの紡績設備全般に実質的な許可制を適用するわけではありませんけれども、合成織維の設備等は今後とも新增設を当分無制限に認めていきたいと考えておりますし、また縮緼以外のものについては需給の状況をよく見て新增設を認むべきものがあれば、これは認めていきたく、こういうことで、要是絶対的な設備の禁止ではなくて、秩序のある新增設を認めていきたい、こういふ考え方でござります。

界全体が一致して共同行為を実施することは実はなかなか困難であるようにも思われるのです。もしこのよううに強制力のない指示によつては実効をあげ得ないといたしますれば、この法律は本来の目的に反して結果的にはなはだ皮肉にも百万疊とも称せられるかけ込み建設を招來したということになるだけでありまして、かかる業界の動きははなはだこれは嘆かわしい次第であります。それほどさよりうに業界内部の利害は複雑であります。従いまして業界だけの話し合いではなかなか問題の処理はむずかしい。その意味で共同行為の内容に立ち入つてまで、通産大臣の指示するところがあるのでありますから、指示に反するものは断固登録を取り消すとか、あるいは何らかの形で強制力を持たす、という必要があるよう私は思うのであります。が、この点いかがお考えになりますか。

○加藤正人君　局長の見通しはまあどうか。大綱はすべてこれを盛るということです。で参りたい。つまり共同行為の勧告ではございませんけれども、行政指導ができるだけは効を上げて参りたい、こういう考え方でございます。

とかこれぐらいで行けるというお見合いとと思うのであります。いろいろな前例によりましてなかなか私はこれがどうちかといふと楽観に過ぎるよりも思われるのです。しかしこれにも思われるのです。しかし過ぎると言つたって実際それはやはり祀壇に属することもあり得るのですから……。しかしこれはこの法律の骨子でありますから、この法律がもし局長の考えられるような結果にならなかつた場合にはこれは非常に手当であります。で、やりました結果もしあなたの予測に反するような状態が現出いたしました場合には、そのときにおいても何か実効の上るような方法を将来のために再検討するといふようなお考え、あるいは御用意がありますかどうか。

○政府委員(小笠原夫君)　ただいまの実効上の御懸念は私まことにごもつともな点だと思うのであります。しながら私どもいたしましては最もからとく官僚統制と非難されるような政府側の原案を押しつけるといふことはできるだけ避けたい、できるだけ業界の自主的な話し合いといふことを一方で尊重し、また同時に審議会の意見も参考して行政指導する、そういうこととすることでまとめて参りたいということをあります。もちろんその実効が私どもの予期に反して十分上りません場合

には、この法案の内容、あるいは運用等について十分再検討して参らなければならぬと思ふものであります。

○加藤正人君 次に共同行為の指示であります。共同行為の指示は中小企業安定法に基く登録機械についてもなればならないと思ふものであります。

○加藤正人君 次に共同行為の指示であります。共同行為の指示は中小企業安定法に基く登録機械についてもなればならないと思ふものであります。

○政府委員(小室恒夫君) これはお話を聞くと、中小企業安定法に基く生産制限等を実施する場合にも同じような問題がございまして、この調整の規定等は一応一本にして、一つの同じ原則で生産制限等をいたすあるいは設備制限等をいたす、設備制限が特にそうであります。設備制限も同じような原則でいたすが、実際の実施面において善い意味で行政指導をいたしておりますが、両方とも実情に即した運用になりますから、今後も同じような考え方でいきたいと思っております。

○加藤正人君 次に操短に関する問題であります。過剰設備の処理は漸進的に年を追う前となつておつて経過的にはなお過剰状態が存在することになる。従つて自然時に応じて操業短縮問題が起つてくる可能性がある。この意味において本法において操短に法的

に根柢を守えておくことが望ましいと思う。当初案にはそのような考え方が盛り込まれておったように承わっておるのであります。この原案にはそれが引つ込められております。この点あらかじめ公正取引委員会あるいは法制局との間に何らかのお話し合いがあつたようにも聞き及んでおるのであります。この辺のことはどのようにお考えになつておりますか、参考までに承わっておきたいと思います。

のないようにはせんか、政府から補助金をもつておる、しかし受益者である業者の賦課金が集まらぬといふような結果になつてはこれはなはだ不思議なことです。そこで、この点は繰り返して申しますが、大坂、名古屋等において業界人等との懇談会においてもはつきり誤解のないように申しております。まあ関係者としては関心事でありますので、そういう点についてかなり繰り返し質問を受けましたけれども、先に出した通牒はこれは厳守するつもりでありますという答弁をいたしております。

○加藤正人君 最後にもう一点承わりたいのですが、過剰設備の買上げ価格につきましては、多分審議会において決定されることになるのではないかと思うのですが、大体の目途といいますか、日安として政府はどの程度のものを考えておられるのでありますか。これは先ほども何かお話をあつたようですが、われわれの心配するところは現在あまり余裕のない、中には税金すら満足に納め得ないような中小織布業者にとっては、若干の政府補助があるとはいっても、のその賦課金は相当に負担になると想うのであります。あるいはこれにたえ得られないようなところもこれは出てくることと想像されます。そういたしますと賦課金を出し得るとこども出しきだといふようなことをおそれて、これを自然出し済るというような風潮になつてきて、結局過剰処理もできなくなることになります。

面目であると言つて、この点について政府で何か強制措置がとれぬものかといふことを力説していたところの中小企業団体の幹部もあつたのであります。政府はこの点をどのようにお見通しになつておりますか一応承わりたい。

○政府委員(小室恒夫君) 過剰設備の最も顕著な織布部門は同時にまた負担力の少い中小企業が圧倒的割合を占めているものであります。お詫びの困難な問題が生ずるといふことは十分予期しておるわけでございます。従いまして私どもいたしましては法律公布後においてまず各地における織機の状況をよく調べまして、どの程度の価格のものが大体どのくらい適用せられる見込みであるかということを

【委員長退席、理事阿具根登君着席】

さらに具体的に調べまして、そこに生ずる資金の需要、それからまたスクラップの価格がどの程度になるか、それからまた政府の補助金、大体一台当たり一万円くらいになりますか、これら計算をいたしまして業者の負担金がどの程度になるかということを検討いたしまして、しかる後に具体的に負担金の取り方をきめなければなりませんが、私どものただいまの感じでは製品の検査の際に負担金の徴収をするのが一番実際的ではなかろうかといふふうに考えております。

なほ今の強制的な手段が必要ではないかといふ衆議院の方でそういう過剰設備の処理命令ができるようなら道を法制的に修正の結果開きましたので、まあ、万やむを得ざる場合にはこの方法もとらざる

を得ないかと思います。いずれにして最も負担能力をあまりこえない合理的な負担金の額をきめなければならんかと思つております。

○加藤正人君 これで終ります。

○苦米地義三君 この一点だけ伺いたいのです。それはアメリカの織維業者が日本の織維製品の廉売について非常に物議を起しているということでありま

すが、国内における機械の過剰によつてストックができた、そのストックのダンピングといふうな一時的な問題であつたのか、あるいは恒久的に日本においてもいたしましては法律公布後をよく調べまして、どの程度の価格の見通しをちょっとこの機会に伺いたい

と思います。

○政府委員(小室恒夫君) ここ一両年

アメリカに対しまして綿布、特にプラス等が急激な勢いで輸出が増加いたしました。これが御指摘の通り先方の競争業者等から物議をかもしているわ

けでございますが、その原因はいろいろございまして、日本側で綿業が比較的不況の状態にあって原反を安く提供

をした時代に特に伸びてきたといふことも事実でございます。また個々について申しますと、プラウスなどは最初

試験的に輸出したものがクレームがついた、それを地方で安く売つた、ところがこんないふものがこんなに安い値段

で売られたのかといふので急に需要が

集まってきたといふようなちょっと奇妙な現象もその間にはござります。ア

メリカの風景が非常によろしいといふ

こと、それからまたガットの問題等にか

かるかといふ業界の意見につきましては、先ほど申し上げましたように、

命令ができるようなら道を法制的に修正の結果開きましたので、まあ、万やむ

を得ざる場合にはこの方法もとらざる

ことは事実でございます。ところで今後の見通しであります。今年あたり一億五千万ヤールといふことに自肅自負する、それから御承知の綿糸布が高い

ものですからその面で競争力がないという事情も幾らか生じておりますし、実を申すと一億五千万ヤールのワクまで達しないのじゃないかといふ今

年の見通しでございます。それからプラウス等についても少し行き過ぎて何と申しますか、品だるみといふか、や

や向うの、日本品の供給過剰になつているような影響もござります。しかし

ながらアメリカのマーケットは非常に広いマーケットでございますので、他

面において私どもが数量制限をしてい

ない品種で相当輸出があえているもの

がございます。通じて申せば綿製品の市場はやはり漸進的に拡大していくか

と存じますが、ただ遺憾なことは、ど

こかの業者が相当努力してある品種の

市場を開拓いたしますと、他の業者が

もつと安値でもつてこちらからオファー

するというか、いろいろ運動をいたし

まして、結果において非常に値くずし

になる、また品物も悪くなる傾向があ

りますので、この辺が私どもの対策の最も苦慮している点でございます。不

十分でございますが……。

○理事(阿具根登君) ちょっと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(阿具根登君) 速記を起して下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会

五月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

第一五十九号 昭和三十一年五月十日受理

一、鉱害賠償及び鉱害復旧制度強化に関する請願(第一五十九号)

請願者 福岡県知事 土屋香鹿 外八名

紹介議員 西田 隆男君

最近鉱山の復旧が所期のように進まないのは、鉱害に関する紛争がますます

はげしくなつたためであるが、これは、鉱業法、特別鉱害復旧臨時措置法及び臨時石炭鉱害復旧法等現行鉱害関係法規の一部が、すでに今日の社会情勢に適合しない諸般の不備欠陥があるためであるから、鉱害問題の急速かつ根本的解決方策としての鉱害賠償及び鉱害復旧制度の強化のため、これら諸法規の整理並びに財政的措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。